

昭和三十七年政令第二百二十七号

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令

内閣は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

目次

- 第一章 国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等（第一条—第三十四条）
- 第二章 國際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税（第三十五条—第三十七条）

附則

第一章 国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等

（定義）

第一条 この章において、「国内」、「外国居住者等」、「居住者」、「非居住者」、「内國法人」又は「外国法人」とは、それぞれ外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号。以下「法」という。）第二条に規定する国内、外国居住者等、居住者、非居住者、内國法人又は外国法人をいう。

（外国の指定）

第二条 法第二条第三号に規定する政令で指定する外国は、台湾とする。

（外国居住者等の範囲）

第三条 法第二条第三号に規定する政令で定める者は、非居住者又は外国法人で、外国（同号に規定する外国をいう。以下この章において同じ。）の法令において、当該外国に住所若しくは居所を有し、又は本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理されている場所を有することにより所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされているものとする。

（国内事業所等の範囲）

第四条 法第二条第六号イに規定する政令で定める場所は、国内にある次に掲げる場所とする。

一 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場

二 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所

三 その他事業を行う一定の場所（次項に規定する長期建設工事等及び第四項に規定する特定役務提供を行う場所を除く。）

2 法第二条第六号ロに規定する政令で定めるものは、外国居住者等の国内にある長期建設工事現場等（外国居住者等が国内において長期建設工事等（建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で六月を超えて行われるもの）を行なう場所をいい、外国居住者等の国内における長期建設工事等を含む。第六項において同じ。）とする。

3 前項の場合において、二以上に分割をして建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれららの指揮監督の役務の提供（以下この項において「建設工事等」という。）に係る契約が締結されたことにより前項の外国居住者等の国内における当該分割後の契約に係る建設工事等（以下この項において「契約分割後建設工事等」という。）が六月を超えて行われないこととなつたとき（当該契約分割後建設工事等を行なう場所（当該契約分割後建設工事等を含む。）を前項に規定する長期建設工事現場等に該当しないこととする）が当該外国居住者等又はその関係者による当該分割の主たる目的の一つであつたと認められるときに限る。）における当該契約分割後建設工事等が六月を超えて行われるものであるかどうかの判定は、当該契約分割後建設工事等の期間に国内における当該分割後の他の契約に係る建設工事等の期間と重複する期間を除く。）を加算した期間により行うものとする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

4 法第二条第六号ハに規定する政令で定めるものは、事業を行う外国居住者等（役務の提供を内容とする事業（以下この項及び次項において「役務提供事業」という。）を行う者に限る。以下この項において同じ。）の国内にある役務提供場所（外国居住者等の使用人その他の従業者（当該外国居住者等が行なう役務提供事業のために役務の提供を内容とする事業を行う他の者の使用人その他の従業者を含む。以下この項及び次項において「使用人等」という。）が国内において特定役務提供（当該外国居住者等の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日において開始し、又は終了する十二月の期間のうち一の十二月の期間において、当該外国居住者等の一のプロジェクト及びこれに関連するプロジェクトとして総務省令、財務省令で定めるものについての当該外国居住者等に係る使用人等の国内における当該役務提供事業のために行なう役務の提供で百八十三日を超えて行われるもの）を加算した期間により行うものとする。以下この項において同じ。）を行なう場所をいい、外国居住者等に係る使用人等の国内における特定役務提供を含む。第六項において同じ。）とする。

一 当該外国居住者等が非居住者である場合 その年の一月一日から十二月三十一日までのいずれかの日
二 当該外国居住者等が外国人である場合 その事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）開始の日からその終了の日までのいずれかの日

5 外国居住者等（当該外国居住者等が役務提供事業を行う場合には、当該外国居住者等に係る使用人等。以下この項において同じ。）の国内における次の各号に掲げる活動の区分に応じ当該各号に定める場所（当該各号に掲げる活動を含む。）は、第一項に規定する政令で定める場所並びに第二項及び前項に規定する政令で定めるものに含まれないものとする。

一 当該外国居住者等に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためのみ施設を使用すること

当該施設

二 当該外国居住者等に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためのみ保有すること

当該保有することのみを行う場所

四 その事業（当該外国居住者等が役務提供事業を行ふ場合には、当該役務提供事業のために当該外国居住者等に係る使用人等が行う役務の提供に係る事業。以下この項において同じ。）のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること

五 その事業のために前各号に掲げる活動以外の活動（その事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものに限る。）を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること

当該場所

六 第一号から第四号までに掲げる活動及び当該活動以外の活動を組み合わせた活動（第一項各号に掲げる場所における当該活動の全体がその事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものに限る。）を行うことのみを目的として、当該場所を保有すること

当該場所

七 法第二条第六号ニに規定する政令で定める者は、国内において外国居住者等に代わつて、その事業に関し、当該外国居住者等の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを反復して行使する者（当該者の国内における当該外国居住者等に代わつて行う活動が、第五項第一号から第四号までに掲げる活動のいずれかのみである場合又は当該外国居住者等の事業の遂行にとつて同項第五号に規定する活動以外の活動若しくは同項第六号に規定する活動を組み合わせた活動に相当する活動のみである場合における当該者を除く。次項において「契約締結代理人」とす

る。）

八 国内において外国居住者等に代わつて行動する者が、その事業に係る業務を、当該外国居住者等に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合には、当該者は、契約締結代理人に含まれないものとする。

（双方居住者の範囲）

第五条 法第三条第一項に規定する政令で定める者は、外国の法令において、当該外国に住所又は居所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより所得税に相当する税を課されるものとされているものとする。

（法人課税信託の受託者等に関する通則）

第六条 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第十六条第一項から第三項までの規定は、法第四条第一項の規定を法第三条、第四条の二から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条から第二十八条まで、第三十条から第三十四条まで、第三十七条、第四十条、第四十二条及び第四十三条並びにこの章において適用する場合について準用する。

二 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条の六第一項から第五項まで及び第七項から第十一項までの規定は、法第四条第一項の規定を法第四条の二から第七条まで、第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十九条、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条から第三十九条まで、第四十二条及び第四十三条並びにこの章において適用する場合について準用する。

三 前二項に定めるもののほか、法人税法第四条の三に規定する受託法人又は同法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託の受益者についての法第二章（第九条、第十三条、第十七条、第四十一条及び第四十二条の二を除く。）又はこの章の規定の適用に關し必要な事項は、総務省令、財務省令で定める。

第七条 法第七条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国内にある不動産（イに掲げる資産で国内にある不動産に係るもの、ロ及びニに掲げる資産で国内にあるもの並びにハに掲げる資産で国内にある鉱石、水その他の天然資源に係るものと含む。）

イ 不動産の上に存する権利

ロ イに掲げるもののほか、不動産とみなされ、又は不動産に関する規定の準用がある資産

ハ イ及びロに掲げるもののほか、鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取する権利の対価を受ける権利

二 農業又は林業の用に供される家畜類又は設備

ニ 法第十五条第二十七項に規定する対象利子等（同項の規定により同条第一項から第十項まで及び第十九項から第二十四項までの規定を適用しないこととされる同条第二十七項に規定するその超える部分の金額に相当する部分に限る。）

三 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十二第二十七項に規定する割引債の同項に規定する償還差益（法第十八条第四項の規定により同条第一項及び第二項の規定を適用しないこととされる同条第四項に規定するその超える部分の金額に相当する部分に限る。）

四 次に掲げる資産の譲渡により生ずる所得

イ 国内不動産

ロ 外国居住者等（人の役務の提供を行う非居住者を除く。ロにおいて同じ。）の国内事業所等（法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。ロ、ハ及び次号イにおいて同じ。）に帰せられる資産（不動産（第一号イからニまでに掲げる資産を含む。ロ及びハにおいて同じ。）並びに国際運輸業（同条第八号に規定する国際運輸業をいう。ロ及びハにおいて同じ。）を営む外国居住者等の当該国際運輸業に係る船舶又は航空機及び当該船舶又は航空機の運航に係る資産（不動産を除く。）を除き、当該国内事業所等を含む。）

ハ 法第二条第六号イに掲げる国内事業所等を有する外国居住者等（非居住者に限る。ハにおいて同じ。）で当該国内事業所等に係る人の役務の提供を行うものの当該国内事業所等に帰せられる

資産（不動産並びに国際運輸業を営む外国居住者等の当該国際運輸業に係る船舶又は航空機及び当該船舶又は航空機の運航に係る資産（不動産を除く。）を除き、当該国内事業所等を含む。）

ニ その有する資産の価額のうちには、次に掲げる資産の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。ニにおいて同じ。）の株式（出資及び投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第一百九十八号）第二条第十四項に規定する投資口を含む。ニにおいて同じ。）

	第三条の二第十七項第三号	第七条第十一項第三号
第三項	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第十六項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三条の二第十六項に
第四項	7 租税条約等実施特例政令第二条の三第五項から第八項までの規定は、法第七条第十二項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の三第五項から第八項までの規定中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「特定収益分配」とあるのは「特定対象収益分配」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第七条第十項に
第五項の表	第五項の表	第五項の表
	租税条約等実施特例法	租税条約等実施特例法
	第三条の二第十八項	第三条の二第十八項
	同条第十九項第四号	同条第十九項第四号
第六項の表	第六項の表	第六項の表
	租税条約等実施特例法	租税条約等実施特例法
	第三条の二第十八項	第三条の二第十八項
第七項	第七項	第七項
	第三条の二第十八項の	第三条の二第十八項の
第八項	第八項	第八項
	第三条の二第十八項に	第三条の二第十八項に
第九項の表	第九項の表	第九項の表
	租税条約等実施特例法	租税条約等実施特例法
	第三条の二第二十項	第三条の二第二十項
	同条第二十一項第四号	同条第二十一項第四号
第十項の表	第十項の表	第十項の表
	租税条約等実施特例法	租税条約等実施特例法
	第三条の二第二十項	第三条の二第二十項
第十一項	第十一項	第十一項
	第三条の二第二十項に	第三条の二第二十項に
第十二項の表	第十二項の表	第十二項の表
	租税条約等実施特例法	租税条約等実施特例法
	第三条の二第二十二項	第三条の二第二十二項
第十三項の表	第十三項の表	第十三項の表
	租税条約等実施特例法	租税条約等実施特例法
	第三条の二第二十二項	第三条の二第二十二項
第十四項	第十四項	第十四項
	第三条の二第二十二項の	第三条の二第二十二項の
第十五項	第十五項	第十五項
	第三条の二第二十二項に	第三条の二第二十二項に
10 租税条約等実施特例政令第二条の三第十六項の規定は、法第七条第十八項後段に規定する特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の三第十六項中「特定給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の」とあるのは、「特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の」と読み替えるものとする。	10 租税条約等実施特例政令第二条の三第十六項の規定は、法第七条第十八項後段に規定する特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の三第十六項中「特定給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の」とあるのは、「特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の」と読み替えるものとする。	
11 租税条約等実施特例政令第二条の三第十七項から第二十項までの規定は、法第七条第十八項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の三第十七項から第二十項までの規定中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「特定給付補填金等」とあるのは、「特定対象給付補填金等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	11 租税条約等実施特例政令第二条の三第十七項から第二十項までの規定は、法第七条第十八項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の三第十七項から第二十項までの規定中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「特定給付補填金等」とあるのは、「特定対象給付補填金等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	

第一項及び第二項	法第十二条第五項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同項において準用する法第八条第一項の規定の適用がある場合	第八条第一項	第七条第五項	第七条第六項	第七条第七項
第三項及び第四項	法第十二条第六項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得について同項において準用する法第八条第四項の規定の適用がある場合	第八条第二項	第七条第八項	第七条第九項	第七条第十項
第五項及び第六項	法第十二条第五項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第三項	第七条第十項	第七条第十一項	第七条第十二項
第七項及び第八項	法第十二条第六項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得について同項において準用する法第八条第九項の規定の適用がある場合	第八条第四項	第七条第十二項	第七条第十三項	第七条第十四項

第三項及び第四項	法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得について同項において準用する法第八条第四項の規定の適用がある場合	第八条第二項
第五項及び第六項	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第三項
第七項及び第八項	法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得について同条第五項において準用する法第八条第九項の規定の適用がある場合	第八条第四項
(割引債の償還差益に係る所得税の還付)	(配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)	
第十六条 租税条約等実施特例政令第二条の五の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者について法第十七条第一項において準用する法第九条第一項又は法第十七条第二項において準用する法第九条第二項の規定の適用がある場合については、第九条の規定の例による。	法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得について同項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第二項
法第十八条第一項の規定により還付する所得税の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第三項
一 法第十五条第一項の規定により割引債の償還差益について所得税が軽減される外國居住者等に対して還付する場合 当該償還差益に対する源泉徴収による所得税の額に当該外國居住者等の当該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額から当該外國居住者等の当該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する金額	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第二項
二 法第十五条第二項の規定により割引債の償還差益について所得税が課されない外國居住者等に対して還付する場合 当該償還差益に対する源泉徴収による所得税の額に当該外國居住者等の当該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する金額	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第二項
二 株主等対象償還差益 (割引債の償還差益のうち法第十八条第二項に規定する償還差益に相当する部分をいう。以下この項において同じ。) につき、同条第二項の規定により還付する所得税の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第二項
一 法第十五条第三項の規定により株主等対象償還差益について所得税が軽減される外國法人 (法第十八条第二項に規定する外國法人をいう。以下この項、第五項及び第七項において同じ。) に対して還付する場合 株主等対象償還差益に係る割引債の償還差益に対する源泉徴収による所得税の額に当該割引債の償還差益の額のうちに当該株主等対象償還差益に対する所得税の額 (当該株主等対象償還差益に係る期間対応差益 (当該株主等対象償還差益に当該外國法人の当該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額をいう。次号において同じ。) に当該外國法人の当該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額をいう。) に百分の十の税率を乗じて計算した金額を控除した残額に相当する金額	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第二項
二 法第十五条第四項の規定により株主等対象償還差益について所得税が課されない外國法人に對して還付する場合 株主等対象償還差益に対する所得税の額に当該外國法人の当該株主等対象償還差益に係る割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する金額	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第二項
三 外國居住者等 (外國法人に限る。以下この項において同じ。) が支払を受ける割引債の償還差益に租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和四十四年法律第四十六号。以下この章において「租税条約等実施特例法」という。) 第二条第一号に規定する租税条約に係る株主等償還差益 (租税条約等実施特例政令第三条第二項に規定する株主等償還差益をいう。以下この項において同じ。) が含まれている場合において、当該外國居住者等に対しても租税条約等実施特例政令第三条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第二項
一 当該償還差益について適用される法第十八条第一項第一号に定める金額が還付される場合 租税条約等実施特例政令第三条第二項の規定により還付する所得税の額は、租税条約等実施特例政令第三条第二項の規定にかかる第一号の規定により計算した金額に当該償還差益の額のうちに当該株主等償還差益の額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した残額に相当する金額	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第二項
二 当該償還差益について適用される法第十八条第一項第一号に定める金額が還付される場合 零	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第二項
4 租税条約等実施特例政令第三条第四項の規定は第一項各号及び第二項第一号に定める金額が還付される場合 零	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第二項
4 租税条約等実施特例政令第三条第四項の規定により第一項第二号に定める金額が還付される場合 零	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第二項
5 法第十八条第一項又は第二項の規定による還付は、外國居住者等又は外國法人が総務省令、財務省令で定めるところにより還付請求書を提出した場合に限り、割引債の償還 (買入消却を含む。) の際、還付する。	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第二項
6 租税特別措置法施行令第二十六条の十二第二項後段及び第二十六条の十四の規定は、前項の還付をする金額について準用する。	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第二項
7 法第十八条第一項又は第二項の規定による還付を受ける外國居住者等又は外國法人に対する租税特別措置法施行令第二十六条の十一の規定の適用については、同条第一項中「により計算した金額」とあるのは、「に準じて計算した金額から外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令 (昭和三十七年政令第二百二十七号) 第十七条第一項から第三項までの規定により計算した還付する金額を控除した残額」と、「同条第一項第一号」とあるのは、「法人税法施行令第百四十条の二第一項第一号」とする。	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第二項
8 法第十八条第四項に規定する政令で定める特殊の関係は、租税特別措置法第四十条の三の三第二項第一号イに規定する特殊の関係とする。	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第二項
9 法第十八条第四項の規定を適用する場合において、同項に規定する特殊の関係が存在するかどうかの判定は、それぞれの取引が行われた時の現況によるものとする。	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第二項
(資産の譲渡により生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税)	(資産の譲渡により生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税)	
第十八条 法第十九条第一項第一号に規定する政令で定める国内源泉所得は、第七条第一項第四号イからニまでに掲げる資産以外の資産の譲渡により生ずる所得とする。	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第二項
2 法第十九条第一項第一号に規定する政令で定める国内源泉所得は、次に掲げる国内源泉所得とする。	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第二項
一 所得税法施行令第二百八十二条第一項第三号 (山林の伐採による所得に係る部分に限る。) に掲げる所得 (林業から生ずる所得に該当するものを除く。)	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第二項
二 所得税法施行令第二百八十二条第一項第四号又は第六号に掲げる所得 (第七条第一項第四号 (口からニまでに係る部分に限る。) に掲げる所得を除く。)	法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について同条第四項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合	第八条第二項

- 三 所得税法施行令第二百八十二条第一項第七号に掲げる所得（第七条第一項第四号に掲げる所得を除く。）
- 四 所得税法施行令第二百八十二条第一項第八号に掲げる所得（第七条第一項第四号に掲げる所得を除く。）
- 法第十九条第一項第三号に掲げる所得が所得税法第二百六十二条第一項第一号に掲げる国内源泉所得のみに該当するものとして、法第十九条第一項及び第三項から第六項までの規定を適用する。
- 法第十九条第二項第一号に規定する政令で定める国内源泉所得は、第七条第一項第四号イ、ロ及びニに掲げる資産以外の資産の譲渡により生ずる所得とする。
- 5 法第十九条第二項第二号に規定する政令で定める国内源泉所得は、次に掲げる国内源泉所得とする。
- 一 法人税法施行令第二百七十八条第一項第三号（山林の伐採による所得に係る部分に限る。）に掲げる所得（林業から生ずる所得に該当するものを除く。）
- 二 法人税法施行令第二百七十八条第一項第四号又は第六号に掲げる所得（第七条第一項第四号（ロ及びニに係る部分に限る。次号において同じ。）に掲げる所得を除く。）
- 三 法人税法施行令第二百七十八条第一項第七号に掲げる所得（第七条第一項第四号に掲げる所得を除く。）
- 6 第七条第四項の規定は、法第十九条第六項において準用する法第七条第七項において非居住者又は外国法人が支払を受ける法第十九条第六項に規定する第三国団体対象譲渡所得について所得税法第二百七十二条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第七条第四項中「第七条第五項（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）に規定する第三国団体対象事業所得」とあるのは、「第十九条第五項（資産の譲渡により生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税）に規定する第三国団体対象譲渡所得」と読み替えるものとする。
- （船舶等に係る外国居住者等対象報酬の範囲）
- 第十九条 法第二十条第三項に規定する政令で定めるものは、所得税法施行令第二百八十五条第一項第二号（勤務に係る部分を除く。）に掲げる勤務その他の人的役務の提供とする。
- （報酬の支払を受ける外国居住者等に係る外国の各地間に於いてのみ運航する船舶又は航空機において行う勤務に限る。）に基因するものとする。
- 第二十条 法第二十二条第二項の規定により還付する所得税については、所得税法施行令第二百九十七条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「法第二百七十三条第一項（退職所得の選択課税による還付）」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第一項（報酬の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）」と、同条第三項中「法第二百七十三条第一項第三号」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第一項第二号」と読み替えるものとする。
- （居住者等が運航する船舶等において行う勤務に基づくもの）
- 第二十一条 法第二十三条第二項に規定する政令で定める給与は、所得税法第二百六十一条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与のうち、次に掲げる人的役務の提供（居住者又は内国法人が法第二十三条第二項の外国居住者等に係る外国の各地間に於いてのみ運航する船舶又は航空機において行う勤務に限る。）に基因するものとする。
- 一 所得税法施行令第二百八十五条第一項第二号に掲げる勤務その他の人的役務の提供
- 二 所得税法第二百六十一条第一項第十二号ハに規定する政令で定める人的役務の提供
- （給与の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）
- 第二十二条 第二十条の規定は、法第二十五条において準用する法第二十二条第二項の規定により還付する所得税について準用する。この場合において、第二十条中「第二十二条第一項（とあるのは「第二十五条（給与の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）」において準用する同法第二十二条第一項第二号」と読み替えるものとする。
- （法人の住民税の均等割が非課税となる法人）
- 第二十三条 法第十九条第一項に規定する法人として政令で定めるものは、国内事業所等（法第一条第六号に規定する国内事業所等をいう。次項において同じ。）を通じて国際運輸業（法第二条第八号に規定する国際運輸業をいう。次項において同じ。）を営む外国法人である外国居住者等とする。
- 2 法第二十九条第二項に規定する法人として政令で定めるものは、国内事業所等を通じて国際運輸業を営む外国法人である外国居住者等とする。
- （資産の取得費に相当するものの範囲）
- 第二十四条 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の七第一項の規定は、法第三十条第一項に規定する政令で定める金額について準用する。
- （外国において租税を課することができるとされる所得）
- 第二十五条 法第二十三条第一項第一号に規定する政令で定めるものは、外国において所得税法第九十五条第一項に規定する外國所得税が課される所得とする。
- 2 法第三十一条第三項において準用する同条第一項第一号に規定する政令で定めるものは、外国において法人税法第六十九条第一項に規定する外國法人税が課される所得とする。
- （還付加算金を付さないこととする要件等）
- 第二十六条 租税条約等実施特例政令第六条第一項の規定は、法第三十二条第四項において準用する租税条約等実施特例法第七条第三項の規定を適用する場合について準用する。
- 2 法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
- 一 法第三十二条第一項に規定する課税標準等又は税額等につき同項の国税庁長官の確認があつたこと。
- 二 外国の租税に関する権限のある機関が、法第三十二条第一項の異なることとなつた内容を基礎として当該外国に係る外国居住者等に係る同条第二項において準用する租税条約等実施特例法第七条第一項に規定する租税の課税標準等若しくは税額等又は居住者若しくは内国法人に係る法第三十二条第三項において準用する租税条約等実施特例法第七条第二項に規定する租税の課税標準等が計算されたことにより当該外国居住者等又は当該居住者若しくは内国法人が納付すべき租税に係る延滞税に相当する税の全部又は一部を免除すること（その免除する金額の計算の基礎となる期間につき国税庁長官が確認した場合に限る。）。
- （源泉徴収による所得税に係る特別過誤納金の支給）
- 第二十七条 法第三十三条第三項第一号に規定する政令で定める日は、同条第一項の国税庁長官の確認があつた日とする。

2

法第三十三条第四項の規定の適用を受けた法人（法人税法第二一条第八号に規定する人格のない社団等を含む。次条第二項及び第七項において同じ。）の法第三十三条第四項の規定により益金の額に算入されない金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額に、当該法人の利益積立金額（同法第二条第十八条号に規定する利益積立金額をいう。次条第二項及び第七項において同じ。）の計算については法人税法施行令第九条第一号イに規定する所得の金額に、それぞれ含まれるものとする。

3 国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第二十二条及び第二十三条第一項の規定は、法第三十三条の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同項中「還付金等（一）とあるのは、「特別過誤納金等（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十三条第六項（源泉徴収による所得税に係る特別過誤納金の支給）の規定により読み替えられた」と、「還付金等を」とあるのは、「特別過誤納金等を」と、「還付加算金」とあるのは、「外国居住者等所得相互免除法第三十三条第三項に規定する加算金」と、「還付金等が」とあるのは、「特別過誤納金等が」と読み替えるものとする。

4 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第六条の七の規定は、法第三十三条の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令附則第六条の七中「還付金等」とあるのは、「特別過誤納金等」と、「法附則第九条の十第一項各号」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三条第七項の規定により読み替えられた法附則第九条の十第一項」と、「還付加算金」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三条第七項の規定により読み替えられるものとする。

（個人の住民税に係る特別過誤納金の支給）

第二十八条 法第三十四条第三項第一号に規定する政令で定める日は、同条第一項の国税庁長官の確認があつた日とする。

2 法第三十四条第四項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により益金の額に算入されない金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額に、当該法人の利益積立金額の計算については法人税法施行令第九条第一号イに規定する所得の金額に、それぞれ含まれるものとする。

3 地方税法施行令第六条の十三第一項及び第二項並びに第六条の十四第一項の規定は、法第三十四条第一項から第八項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第六条の十三第一項中「過誤納金の還付」とあるのは、「特別過誤納金等（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第六項の規定により読み替えられた法第十七条に規定する特別過誤納金等を）の支払」と、同条第一項中「還付」とあるのは、「支払」と、同令第六条の十四第一項中「過誤納金」とあるのは、「特別過誤納金等」と、「還付加算金」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第三項に規定する加算金」と読み替えるものとする。

4 道府県知事が利子割（地方税法第二十三条第一項第三号の二に掲げる利子割をいう。）として納入された金額に係る法第三十四条第一項に規定する特別過誤納金（次項において「特別過誤納金」という。）の支払をし、又は充当（地方税法第十七条の二第一項から第三項までの規定による充當をいう。次項において同じ。）をした場合における地方税法施行令第九条の十五第一項の規定の適用については、同項の表八月の項中「還付金」とあるのは、「還付金又は利子割として納入された金額に係る外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第一項に規定する特別過誤納金」とする。

5 道府県知事が配当割（地方税法第二十三条第一項第三号の三に掲げる配当割をいう。）として納入された金額に係る特別過誤納金の支払をし、又は充当をした場合における地方税法施行令第九条の十九第一項の規定の適用については、同項の表八月の項中「還付金」とあるのは、「還付金又は配当割として納入された金額に係る外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第一項に規定する特別過誤納金」とする。

6 法第三十四条第十一項第一号に規定する政令で定める日は、同条第九項の国税庁長官の確認があつた日とする。

7 法第三十四条第十二項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により益金の額に算入されない金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額に、当該法人の利益積立金額の計算については法人税法施行令第九条第一号イに規定する所得の金額に、それぞれ含まれるものとする。

8 地方税法施行令第六条の十三第一項及び第二項並びに第六条の十四第一項の規定は、法第三十四条第九項から第十六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第六条の十三第一項中「過誤納金の還付」とあるのは、「特別過誤納金等（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第十四項の規定により読み替えられた法第十七条に規定する特別過誤納金等を）の支払」と、同条第一項中「還付」とあるのは、「支払」と、同令第六条の十四第一項中「過誤納金」とあるのは、「特別過誤納金等」と、「還付加算金」とあるのは、「外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の延滞税の免除）

第二十九条 法第三十五条に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第三十五条に規定する国外関連取引に係る同条に規定する独立企業間価格につき法第三十二条第一項の国税庁長官の確認があつたこと。

二 外国の租税に関する権限のある機関が、前号の独立企業間価格に相当する金額に基づき法第三十五条に規定する特定国外関連者に係る当該外国の租税を減額し、かつ、その減額により還付をする金額に、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十八条第一項に規定する還付加算金に相当する金額の全部又は一部を付さないこと（その付さない金額の計算の基礎となる期間につき国税庁長官が確認した場合に限る。）。

2 法第三十五条に規定する納付すべき法人税に係る延滞税は、租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定を適用した場合に納付すべき法人税の額から同項の規定の適用がなかつたとした場合に納付すべき法人税の額に相当する金額を控除した金額に係る延滞税とし、法第三十五条に規定する特定国外関連者に係る延滞税は、同項の規定を適用した場合に納付すべき地方法人税の額から同項の規定の適用がなかつたとした場合に納付すべき地方法人税の額に相当する金額を控除した金額に係る延滞税とする。

（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例に係る納税の猶予の申請手続等）

第三十条 法第三十六条第一項に規定する法人税の額及び地方法人税の額に係る加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

10 地方税法施行令第三十二条の二第三項及び第四項の規定は、法第三十八条第六項において準用する地方税法第七十二条の三十九の二第二項から第六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令第三十二条の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項 法第七十二条の三十九の二第二項

第四項 法第七十二条の三十九の二第一項
者は 同項の申立て

第四項第一号 法人の 法第七十二条の三十九の二第一項

第四項第二号 法第七十二条の三十九の二第一項
所得割額若しくは付加価値割額

第四項第三号 法第七十二条の三十九の二第一項
所得割額若しくは付加価値割額

第四項第四号 法第七十二条の三十九の二第一項
所得割額又は付加価値割額

第四項第五号 法人税 法第七十二条の三十九の二第一項
法人税 第三十六条第一項

第四項第六号 法人税 法第七十二条の三十九の二第一項
所得税 第三十七条第一項において準用する法第三十六条第一項

第三十三条 法第四十条第一項において準用する地方税法第四十四条の二の規定による所得税等の非課税等に関する法律第四十条第一項において準用する場合を含む。) とする。

2 前条第四項の規定は、法第四十条第二項において準用する法第三十八条第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項 第三十八条第三項

第四項第一号 法人税

第四項第二号 法人税 法人税の額及び地方法人税の額

第四項第三号 法人税 法人税 第三十六条第一項において準用する法第三十六条第一項
所得税 第三十七条第一項において準用する法第三十六条第一項

3 法第四十条第一項において準用する法第三十八条第三項の規定による徴収の猶予を受けた個人の市町村民税についての地方税法施行令第六条の十四第一項の規定の適用については、同項第四号中「第六百二十九条第五項」とあるのは、「第六百二十九条第五項若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十条第二項において準用する同法第三十八条第三項」とする。

4 地方税法施行令第四十八条の九の十九第二項及び第三項の規定は、法第四十条第三項において準用する地方税法第三百二十二条の七の十三第二項から第六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令第四十八条の九の十九の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項 法第三百二十二条の七の十三第二項

第三項 法第三百二十二条の七の十三第二項
同項の申立て

第三項第一号 法第三百二十二条の七の十三第二項
同項に規定する課税上の取扱いに関する申立て

第三項第二号 法第三百二十二条の七の十三第二項
同項に規定する課税上の取扱いに関する申立て

第三項第三号 法第三百二十二条の七の十三第二項
同項に規定する課税上の取扱いに関する申立て

5 前条第八項の規定は、法第四十条第五項において準用する法第三十八条第五項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八項 第三十八条第五項

第八項第一号 法人税 法人税 第三十六条第一項
所得税 第三十七条第一項において準用する法第三十六条第一項

第八項第二号 法人税 法人税の額及び地方法人税の額

第六項 法第四十条第五項において準用する法第三十八条第五項の規定による徴収の猶予を受けた個人の事業税についての地方税法施行令第六条の十四第一項の規定の適用については、同項第四号中「第六百二十九条第五項」とあるのは、「第六百二十九条第五項若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十条第五項において準用する同法第三十八条第五項」とする。

7 地方税法施行令第三十五条の四の二第二項及び第三項の規定は、法第四十条第六項において準用する地方税法第七十二条の五十七の二第二項から第六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令第三十五条の四の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項 法第七十二条の五十七の二第二項
において準用する法第七十二条の五十七の二第二項

第二項 法第七十二条の五十七の二第二項
において準用する法第七十二条の五十七の二第二項

第三項 二号	法第七十二条の五十七の二第一項の (報告金融機関等による報告事項の提供)	外国居住者等所得相互免除法第四十条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項の (道府県及び市町村に関する規定の都及び特別区への準用)
第三項第 二号	同項の申立て 法第七十二条の五十七の二第一項	同条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て 外国居住者等所得相互免除法第四十条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項

第三十三条の二 報告対象契約（法第四十一条の二第一項に規定する報告対象契約をいう。以下この項において同じ。）が終了した場合には、当該報告対象契約については、同条第一項中「その年の十二月三十一日において」とあるのは「その年中に」と、「が報告対象契約を締結している」とあるのは「の締結していた報告対象契約が終了した」と、「に係る資産の価額、当該」とあるのは「の終了の事実、当該報告対象契約に係る」として、同項の規定を適用する。

2 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第四十一条の二第八項の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第三十四条 この章の規定のうち、道府県に関する規定（法人の市町村民税に関する規定を除く。）は特別区について、市町村に関する規定（法人の市町村民税に関する規定を除く。）は特別区について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条第四項及び第五項並びに第三十二条第一項
第三十二条第二項

第三十三条第七項第一号及び第八項
第三十三条第一項

第三十三条第三項
第三十三条第一項

第三十三条第一項
第三十三条第一項

第三十三条第一項
第三十三条第一項

第二章 国際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税

（国際運輸業に係る所得の範囲）

第三十五条 法第四十四条に規定する国際運輸業（次条及び別表において「国際運輸業」という。）を営む者の法第四十四条及び第四十五条に規定する所得（地方税法第七十二条の十二第一号に規定する付加価値額及び同条第二号に規定する資本金等の額を含む。以下この条、次条及び同表において同じ。）には、その者が当該事業に付随して次に掲げる業務を行う場合における当該業務に係る所得を含むものとする。

- 一 船舶又は航空機の貸付け
- 二 前号に掲げる貸付け又は船舶若しくは航空機による旅客若しくは物品の運送の取次ぎ、媒介、代理その他これらに類する行為
- 三 旅客若しくは貨物を空港へ運送し、又はこれらを空港から運送する行為

（外国の指定等）

第三十六条 法第四十四条又は第四十五条に規定する政令で指定する外国は、別表の上欄に掲げる外国とし、これらの規定に規定する外国の居住者たる個人若しくは法人で国際運輸業を営むもののこれらの規定の適用を受ける所得又は当該所得について課さないものとされ、若しくは課することができないものとされる税目は、当該各外国につき、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる所得又は税目とする。

（外国の居住者たる個人又は法人）

第三十七条 法第四十四条又は第四十五条に規定する外国の居住者たる個人又は法人は、所得税法第一条第一項第五号に規定する非居住者又は法人税法第二条第四号に規定する外国法人で、当該外国において、当該外国に住所を有し、若しくは一定の期間を超えて居所を有し、又は本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することとその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされているものとする。

この政令は、公布の日から施行し、法の施行の日（昭和三十七年五月二十五日）から適用する。

附 則（昭和三八年四月二四日政令第一四一号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の規定は、昭和三十七年五月二十五日から適用する。

附 則（昭和三八年七月一日政令第二三〇号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三八年九月六日政令第三二二号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行し、改正後の外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の規定は、昭和三十七年五月二十五日から適用する。

- 附 則**（昭和三九年一〇月五日政令第三三〇号）
 この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、昭和三十七年五月二十五日から適用する。
 （施行期日）
- 第一条** この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。
- 附 則**（昭和四〇年四月三〇日政令第一四〇号）抄
 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（昭和四〇年三月三一日政令第九九号）抄
 1 この政令は、昭和四〇年五月二五日政令第一七三号）抄
 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（昭和四〇年八月一二日政令第二七九号）抄
 1 この政令は、昭和四〇年八月二十二日から施行する。
- 附 則**（昭和四〇年五月二五日政令第一七三号）抄
 1 この政令は、昭和四〇年六月九日から施行する。
- 附 則**（昭和四二年六月九日政令第九〇号）抄
 1 この政令は、昭和四十二年六月九日から施行する。
- 附 則**（昭和四三年七月二五日政令第二五七号）抄
 1 この政令は、昭和四十三年七月二十六日から施行する。
- 附 則**（昭和四四年四月一一日政令第三二一號）抄
 1 この政令は、昭和四十三年十月二十五日から施行する。
- 附 則**（昭和四四年六月二八日政令第一七八号）
 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（昭和四五年三月二五日政令第二二二号）
 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（昭和四五五年一〇月二七日政令第三二八号）
 1 この政令は、昭和四十五年十月二十九日から施行する。
- 2 改正前の別表大韓民国の項に規定する所得に対する昭和四四年分以前の所得税並びに昭和四十五年度分以後の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）、個人の事業税及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに昭和四二年一月一日以後に開始した事業年度分の法人税、法人の道府県民税、個人の事業税及び個人の市町村民税について適用する。
- 附 則**（昭和四四年八月五日政令第二二七号）抄
 1 この政令は、昭和四四年八月六日から施行する。
- 附 則**（昭和四五年三月二五日政令第二二二号）
 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（昭和四五年一〇月二七日政令第三二八号）
 1 この政令は、昭和四十五年十月二十九日から施行する。
- 2 改正前の別表大韓民国の項に規定する所得に対する昭和四四年分以前の所得税並びに昭和四十五年度分以前の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）、個人の事業税及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）並びに昭和四五年一月一日前に開始した事業年度分の法人税、法人の道府県民税、個人の事業税及び個人の市町村民税については、なお従前の例による。
- 附 則**（昭和四六年一二月六日政令第三六五号）
 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（昭和四九年一〇月一六日政令第三五〇号）
 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表中南アフリカ共和国に係る部分は、昭和四四年分以後の所得税及び昭和四五年分以前の所得税並びに昭和四五年度分以後の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）、個人の事業税及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに昭和四二年一月一日以後に開始した事業年度分の法人税、法人の道府県民税、個人の事業税及び個人の市町村民税について適用する。
- 附 則**（昭和四九年一〇月一六日政令第三五〇号）
 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表中アメリカ合衆国に係る部分は、昭和四四年分以後の所得税及び昭和四五年分以前の所得税並びに昭和四五年度分以後の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）、個人の事業税及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに昭和四二年一月一日以後に開始した事業年度分の法人税、法人の道府県民税、個人の事業税及び個人の市町村民税について適用する。
- 附 則**（昭和五〇年五月三〇日政令第一七〇号）
 1 この政令は、昭和五〇年五月三〇日から施行する。
- 2 改正後の外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令別表中中華人民共和国に係る部分は、昭和四九年九月一日以後における同令第一条に規定する国際運輸業（同条の規定に該当する同条各号に掲げる業務を含む。）に係る所得について適用する。
- 附 則**（昭和五〇年五月一六日政令第一七〇号）
 1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表中ソヴィエト社会主義共和国連邦に係る部分は、昭和四十四年分以後の所得税並びに昭和四十四年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税、法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税及び法人の市町村民税について適用する。

附 則（昭和五一年九月八日政令第二三九号）

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の別表中アルゼンティン共和国に係る部分は、昭和四十九年分以後の所得税及び昭和四十九年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。
3 改正前の別表中アルゼンティン共和国に係る部分は、昭和五十一年度分の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）、個人の事業税及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びにこの政令の公布の日を含む事業年度分の法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税については、なおその効力を有する。

附 則（昭和五一年二月一四日政令第三〇九号）

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の別表中アメリカ合衆国に係る部分（事業税に係る部分に限る。）は、昭和四十九年度分以後の個人の事業税及び昭和四十八年一月一日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用する。

附 則（昭和五五年七月一五日政令第一九七号）

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の別表中台湾に係る部分は、昭和五十五年分以後の所得税並びに昭和五十六年度分以後の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）、個人の事業税及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに昭和五十五年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税について適用する。

附 則（昭和五八年九月一七日政令第一九七号）

1 この政令は、昭和五十八年九月十八日から施行する。
2 改正前の別表スウェーデン王国の項に規定する所得に対する昭和五十九年度分以前の個人の事業税及び昭和五十九年一月一日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年六月二六日政令第二一六号）

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正前の別表中華人民共和国の項に規定する所得に対する昭和五十九年分以前の所得税並びに昭和五十九年分以後の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）、個人の事業税及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに昭和六十一年一月一日前に開始した事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税について適用する。

附 則（昭和六一年一月一七日政令第三五五号）

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正前の別表ソヴィエト社会主義共和国連邦の項に規定する所得に対する昭和六十一年分以前の所得税並びに昭和六十一年度分以前の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）、個人の事業税及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに昭和六十一年一月一日前に開始した事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（平成元年九月一日政令第二五一号）

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の別表中アメリカ合衆国に係る部分は、昭和六十二年分以後の所得税及び昭和六十三年度分以後の個人の事業税並びに昭和六十二年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税及び法人の事業税について適用する。

附 則（平成二年五月一八日政令第一一八号）

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の別表中ルクセンブルグ大公国に係る部分は、昭和六十三年分以後の所得税並びに平成元年度分以後の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）、個人の事業税及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに昭和六十三年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税について適用する。

附 則（平成二年一月三〇日政令第三四二号）

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の別表中台湾に係る部分（船舶に係る部分に限る。）は、平成元年分（昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。）以後の所得税並びに平成二年度分以後の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）、個人の事業税及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに昭和六十四年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税について適用する。

附 則（平成四年一二月一一日政令第三七七号）

1 この政令は、平成四年十二月二十七日から施行する。
2 改正前の別表ルクセンブルグ大公国に規定する所得に対する平成四年分以前の所得税並びに平成五年度分以前の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）、個人の事業税及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに平成五年一月一日前に開始した事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（平成九年一〇月一七日政令第三一六号）

1 この政令は、平成九年十一月五日から施行する。

2 改正前の別表南アフリカ共和国の項に規定する所得に対する平成九年分以前の所得税、平成九年度分以前の個人の事業税並びに平成十年度分以前の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに平成十年一月一日前に開始した事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税については、なお従前の例による。

附則（平成二五年三月一日政令第二五号）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(施行期日)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

から五まで
四時

第一項第一号、第六条の十四第一項第四号及び第十一条から第十五条の三までの改正規定 同令第二十二条の二の次に十八条を加える改正規定 同令第二

十条の三第一項の改正規定（第七十二条の十四第一項本文）を「第七十二条の二十三第一項本文」に改める部分、「(法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下本節において同じ。)」を削る部分及び「第七十二条の十四第二項」を「第七十二条の二十三第二項」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（第七十二条の十四第一項本文）を「第七十二条の二十三第一項本文」に改める部分、「(第二十二条の二十四第一項本文を「第二十二条の二十三第二項」に改める部分に限る。)」を削る部分をもつて規定する。

第十七条 前条の規定による改正後の外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令第一条の規定は、平成十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

**附
則**
(平成一六年七月二三日政令第二三八号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則
(平成二一年五月二九日政令第一四一号)

この政令は、平成二十一年七月一日から施行する。

改正後の別表中カタール国に係る部分は、平成二十二年分以後の所得税並びに平成二十二年度分以後の個人の道府県民税（都民税を含む）以下同じ。個人の事業税及び個人の市町村民税（特

別団民税を含む)並びに平成二十年七月一日以後に開始する事業年度分の法人税 法人の道府県民税 法人の事業税及び法人の市町村民税について適用する

(堅固措置) この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

改正前の別表アラブ首長国連邦の頂に規定する所得に対する平成二十六年度分以前の所得税、平成二十六年度分以前の個人の事業税並びに平成二十七年度分以前の個人の道府県民税（都民税を含む）

改正前の別表アラブ首長国連邦の項に規定する所得に対する平成二十六年分以前の所得税、平成二十六年度分以前の個人の事業税並びに平成二十七年度分以前の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び個人の市町村民税（特別又は民税を含む。）並びに平成二十七年一月一日前に開始した事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税については、

(施行期日) 平成二七年二月四日政令第四三九号

- 1 この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。
2 改正前の別表カタール国の項に規定する所得に対する平成二十七年分以前の所得税、平成二十七年度分以前の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）、個人の事業税及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに平成二十八年一月一日前に開始した事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税については、なお従前の例による。

(施行期日) 附則(平成二八年五月二十五日政令第二二六号)抄

第一条 この政令は、所得税法等の一部を改正する法律（平

第一条 この政令は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。次条第二項及び附則第四条第二項において「改正法」という。）附則第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令第一条を同令第三十五条とし、同条の前に一章及び章名を加える改正規定（第三十三条に係る部分に限る。）は、平成三十年一月一日から施行する。

(外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義に

第二条 この政令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）から平成二十九年三月三十一日までの間におこな

による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下この条において「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第六十六条の四第四項」

第一項第一号又は第六十八条の八十八第二項第一号」と、同項第三号中「第六十六条の四第二十一項第一号又は第六十八条の八十八第二项第一号」とあるのは、「第六十六条の四第二十一項第一号又は第六十八条の八十八第二项第一号」と、

第二項又は第十九条第一項又は第六十一条第一項の「ナショナル銀行」とする。外国居住者等(改正法第八条の規定による改正後の施行日から平成二十九年三月三十日までの間ににおける)の外国居住者等所持の相互免除金銭の発行行第三十一条第一項の「ナショナル銀行及び外国法人」である。

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第一条第三号に規定する外国居住者等をいう。以下この項において同じ。)に係る部分に限る。)の規定の適用について

第六十六条の四の三第十一項」と、「第六十七条の十八第十三項」とあるのは、第六十七条の十八第十項」と、「第六十八条の百七の一第十三項」とあるのは、「第六十八条の百七の一第十項」とし、

第三百一十九条第一項第一号の項中「第一項第一号の項中」を「第四十条の三」とする。

3 行政日から平成二十九年三月三十一日までの間における外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第七項の規定の適用については、同項第一号中「第六十六条の四第二十一項第一号（同法

第六十六条の四の三第四項及び第六十七条の十八第十三項」とあるのは、「第六十六条の四第七項第一号（同法第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項）と、第六十八条の八

十八第一項第一号（同法第六十八条の百七の一第一十三項）であるのは、第六十八条の八十八第八項第一号（同法第六十八条の百七の一第十項）とする。

(施行期日) 平成〇〇年〇〇月〇〇日

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三及二
三、第一条中地方税法施行令第六条の二十の三、第七条の三の二、第七条の四の二第一項から第三項まで、第十条及び第四十六条の二の三の改正規定並びに第四条並びに次条第一項及び第一項並

びに附則第七条第一項及び第十二条の規定 平成三十一年一月一日

(平成三〇年三月一日政令第一二六号)
抄
則附(五)

第一条 (施行日) 本政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一
及
び
二
略

第一号令の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令第百三十三号)附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税率に関する

する暫定措置法施行令第五条第一項及び第三項の改正規定並びに附則第八条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第一百一）

十七号則 第二十二条第七項第一号の改正規定に限る) 及び第九条の規定
付 (平成二十一年四月一日) 令和二年四月一日

(施行期日) 年 月 日

第一条 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

(国々事業所等の範囲に亘るする通商手続) 第二条 政事公等の外國君主等が對する互主主義による所領等に關する去津施丁令(以下この令を「新合」という。) 第四条第三項(非居主者である外國君主等) 外國居

（注）（イ）の所得税等に係る部分に限る。この規定は、非居住者等に対する相互主義による所得税等（非課税等）に関する法律第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。（以下「この条において同じ。」）の所得税に係る部分に限る。この規定は、非居住者等に対する相互主義による所得税等（非課税等）に関する法律第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。

者である外国居住者等の令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。）以後の所得税又は非居住者である外国居住者等がこの政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百十二条第一項に規定する国内源泉所得について適用する。

2 新令第四条第三項（外国法人である外国居住者等の所得税に係る部分に限る。）の規定は、外国法人である外国居住者等が施行日以後に開始する事業年度において支払を受けるべき所得税法第五条第二項第二号に規定する外国法人課税所得について適用する。

3 新令第四条第三項（外国法人である外国居住者等の法人税に係る部分に限る。）の規定は、外国法人である外国居住者等が施行日以後に開始する事業年度（以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

4 新令第四条第三項（法人の道府県民税（法人の都民税を含む。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

5 新令第四条第三項（法人の事業税に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の個人の事業税について適用する。

6 新令第四条第三項（個人の事業税に係る部分に限る。）の規定は、令和二年度以後の年度分の個人の事業税について適用する。

7 新令第四条第三項（法人の市町村民税に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

（国内事業所等に関する所得税法等の特例に関する経過措置）

第三条 所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）附則第二条第四項の規定は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第五十五条第一項の規定の適用がある場合について、法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）附則第四条第一項及び第三項の規定は同法附則第五十五条第四項において準用する同法附則第二十一条第一項の規定及び同法附則第五十五条第三項の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。

附 則（平成三十一年三月二九日政令第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二九日政令第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二九日政令第一〇三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二九日政令第一一二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和二年三月三一日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日政令第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日政令第一一二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年六月二六日政令第二〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（法人税法施行令等の一部改正に伴う経過措置の原則）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（法人税法施行令等の一部改正に伴う経過措置の原則）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（法人税法施行令等の一部改正に伴う経過措置の原則）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（法人税法施行令等の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法施行令（以下「新法人税法施行令」という。）、第二条の規定による改正後の地方法人税法施行令、第三条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新租税特別措置法施行令」という。）、第四条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「新震災特例法施行令」という。）、第九条の規定による改正後の国税通則法施行令及び第二十四条の規定による改正後の法人税法施行令等の一部を改正する政令の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下附則第二十二条までにおいて同じ。）のこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「改正

（旧事業年度を除く。）の所得に対する法人税及び施行日以後に開始する課税事業年度（旧事業年度を除く。）の基準法

2

別段の定めがあるものを除き、法人の施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）の所得に対する法人税及び連結法人（改正法第三条の規定（改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。附則第七条第二項において同じ。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下附則第三十九条までにおいて同じ。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）が施行日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。以下附則第三十八条までにおいて同じ。）の連結所得（旧法人税法第二条第十八条の四に規定する連結所得をいう。以下附則第三十八条までにおいて同じ。）に対する法人税並びに法人の施行日前に開始した課税事業年度（旧事業年度を含む。）の基準法人税額に対する地方法人税については、改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法、改正法第四条の規定（改正法附則第一条第五号ハに掲げる改正規定に限る。附則第四十四条において同じ。）による改正前の地方法人税法（平成二十六年法律第十一号。以下「旧地方法人税法」という。）改正法第十三条の規定（改正法附則第一条第五号ヘに掲げる改正規定に限る。）による改正前の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「旧租税特別措置法」という。）、改正法第十七条の規定（改正法附則第一条第五号ヌに掲げる改正規定に限る。）による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第一百四十四号）、改正法第十八条の規定（改正法附則第一条第五号ルに掲げる改正規定に限る。）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）、改正法第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税關係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「旧震災特例法」という。）及び改正法第三十条の規定（改正法附則第一条第五号ヌに掲げる改正規定に限る。）による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「旧平成三十年改正法」という。）の規定に基づく第一条の規定による改正前の法人税法施行令（以下「旧法人税法施行令」という。）、第二条の規定による改正前の地方法人税法施行令、第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」という。）、第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税關係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧震災特例法施行令」という。）、第九条の規定による改正前の国税通則法施行令、第十一条の規定による改正前の外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令、第十三条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令、第十四条の規定による改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政令及び第二十四条の規定による改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政令の規定は、なおその効力を有する。

第一條 この文

附則（第五章三節一四款第一四七號）

(令和二年九月四日政令第二六四号) 拷

抄

外国	非課税所得	税率
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国の居住者が営む船舶又は航空機による国際運輸業に係る所得	所得税、法人税及び事業税
オランダ王国	オランダ王国に登録されている船舶による国際運輸業に係る所得	所得税、法人税、住民税及び事業税
アルゼンチン共和国	アルゼンチン共和国の企業が営む船舶又は航空機による国際運輸業に係る所得	所得税及び法人税
レバノン共和国	レバノン共和国の居住者が営む船舶又は航空機による国際運輸業に係る所得	所得税、法人税、住民税及び事業税
イラン・イスラム共和国	イラン・イスラム共和国の法人が営む航空機による国際運輸業に係る所得	所得税及び法人税

備考

この表の非課税所得欄に掲げる所得には、日本国が

この表中「アルゼンチン共和国の企業」とは、アルゼンチン共和国政府、アルゼンチン共和国の租税に関し同国の居住者であり、かつ、日本国との租税に関し所得税法第一条第一項第三号に規定

（同一の課税に關し法人として取り扱われる團體を含む。）をいう。

共和国に本店又は主たる事務所を有する法人（同国の租税に関して法人として取り扱われる企業を含む。）をいう。

人税割に限るものとする。)をいう。